

平成30年第5回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 平成30年5月21日（月）
開会 15時13分 閉会 16時34分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名
教育長 土崎 谷夫
委 員 桑門 超 委 員 米倉 ゆかり
委 員 岩佐 礼子 委 員 平井 國政
- 4 事務局
教育部長 狩生 浩司 教育総務課長 吉村 岩雄
学校教育課長 高野 徹 社会教育課長 淡居 宗則
体育保健課長 榎 英樹
本日の書記 総括主幹 須山 禎宏 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 2件
- 6 報告事項等 2件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから平成30年第5回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第4回教育委員会の会議録の承認を岩佐委員お願いいたします。
(会議録に署名)

教育長 教育長職務代理者について、河野委員の退任に伴い、新たに指名する必要があります。その教育長職務代理者に桑門委員を指名します。

教育長の報告

- ・4/27 公立幼稚園視察
- ・5/6～5/24 地区対抗ナイターソフトボール大会開会
- ・5/12～ 各学校の運動会開催
- ・5/14 大分県租税教育推進協議会について
- ・5/15 総括衛生委員会（第1回）について
- ・5/16～5/23 各学校長面談

- ・5/18 佐伯市議会臨時会
- ・5/19 P T A 連合会総会
- ・5/21 教育委員就退任式

議 案

【議 事】

議案第 18 号 佐伯市立学校運営協議会規則の制定について

- 教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第 18 号佐伯市立学校運営協議会規則の制定について、学校教育課からお願いします。
- 学教課長 議案第 18 号佐伯市立学校運営協議会規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6 第 1 項の規定により、佐伯市立学校運営協議会規則を別紙のとおり定めることについて教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、教育委員会規則で定めるところにより、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならないとされたため提出するものであります。学校運営協議会については、平成 16 年の法律改正で教育委員会が学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を置く学校を指定できるようになりました。協議会を置く学校を「コミュニティスクール」といいます。平成 29 年 4 月 1 日現在、全国では 3,600 校、大分県では 120 校が設置されております。佐伯市は 0 校であります。学校運営協議会が設置された学校では、学校や子どもたちの教育に対する保護者・地域住民の理解が深まり相互に連携、協働する場面が増え、又教育活動の充実につながる効果的な地域との連携が増えたなど学校運営の改善に大きな成果が見られます。今後ますます複雑化、多様化する学校現場の課題等を解決して子どもたちの教育環境を充実させるためには地域住民等の協力を得て社会全体での教育の実現を図っていくことが重要でありまして、そのために全ての公立学校において、この学校運営協議会の設置を進める必要があるという国の議論等も踏まえ協議会の設置をさらに促進していくために平成 29 年 3 月に法律が改正されました。その主な改正のポイントは協議会の設置が努力義務化されたこと、複数校で 1 つの協議会を設置することが可能になったことです。協議会の主な役割は 3 点あります。1 点目は校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。2 点目は学校運営について、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができること。3 点目は教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を出すことができることです。これまで本市も保護者、地域住民の意見を学校運営に反映して地域とともにある学校作りを推進するため平成 28 年 3 月 22 日に学校協働運営協議会設置要綱を定めて協議会を設置しておりました。本市の協議会と国の定める協議会との違いは、校長が作成する学校運営の基本方針の承認はしないこと、教職員の任用について

の意見を述べることはできないこと、委員への報酬規定がないことであります。今回の法律改正を受けまして、本市におきましても法律に則った規則に改めることが必要という判断で新たに規則を制定するものであります。規則の内容については記載のとおりであります。説明は以上です。

教育長 全国で3,600校あり佐伯市は0校だが佐伯市の取り組みがなかったわけではなく全国の協議会と違った形の本市独自の協議会を行っていました。この協議会は法律に則った協議会ではなかったため、国の調査等の協議会設置数には計上されていなかった経緯があります。本市独自の協議会にこだわった理由はありますか。

学教課長 校長の学校運営方針に対して承認するのではなく、学校の運営に対して協力をするという、教職員の任用に対して意見を述べるのは難しいと考えられることでもあります。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 全国的には何年前から始まったのか

学教課長 平成16年からです。

岩佐委員 その評価はどうか。やるべきと考えるか。

学教課長 やるべきと考えます。保護者や地域住民が学校の運営や子どもの成長に関われるという意味では意義があります。

教育部長 日本の場合は学校教育法で学校を設置できるのは国、自治体、学校法人に限定されていますが、そもそもコミュニティスクールというのは、アメリカでは地域等が経営に参画できるという制度がありました。一方、学校が抱えている課題は非常に多岐にわたっており学校だけでは解決できないので学校、保護者、地域の3者が協働になってやらないといけないということで学校の課題について学校評議委員会という制度が最初にできました。その中で3者が議論を進めてきました。平成16年の法律改正に伴ってアメリカを発端としたコミュニティスクールを制度化しようという流れで法律化を目指しましたがアメリカの場合は人事、予算等の経営関係の全てを承認するという形ですが、日本の場合は法律がアメリカの内容と違うこともあり、そのまま採用することが難しいので国がコミュニティスクールを推進するという意味から、特別な委員を置きながら進めてきました。国の推進してきたことが実を結んできた状況で、平成29年4月1日に法律の改正が行われ、1年かけて準備してきたところです。

平井委員 今はまだ評議委員ですか

学教課長 はい、今年度から 5 中学校区を指定しました。来年度から全 12 中学校区を指定します。

平井委員 義務になるのか

学教課長 努力義務化です。

桑門委員 採用と任用に意見を述べるというのはどの程度の内容か

教育部長 県費負担教職員の任命権は県教育委員会にあります。市町村の教育委員会は県教育委員会に対する具申ができます。

教育長 その他意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 19 号 佐伯市立学校における協働運営協議会設置要綱の廃止について

教育長 議案第 19 号佐伯市立学校における協働運営協議会設置要綱の廃止について、担当からお願いします。

学教課長 議案第 19 号佐伯市立学校における協働運営協議会設置要綱の廃止について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、佐伯市立学校における協働運営協議会設置要綱を別紙のとおり廃止するものであります。提案理由は、本要綱の内容は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、教育委員会規則として新たに定めることから、本要綱を廃止しようとするものであります。なお、本要綱の廃止は、佐伯市立学校運営協議会規則の施行の日から施行するものであります。以上です。

教育長 先ほど審議されました議案第 18 号の教育委員会規則で新たに佐伯市立学校運営協議会規則を整備しましたので旧来の佐伯市立学校における協働運営協議会設置要綱を廃止するものであります。ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- (1) 平成 30 年度佐伯市教育行政重点施策について
- (2) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特になさいますので、以上で本日の第 5 回佐伯市教育委員会を終了します。

終了 16 時 34 分